

【袖ヶ浦市】 成年後見制度利用のための 費用を助成します

袖ヶ浦市では、成年後見等の申立て費用や、後見人・保佐人・補助人への報酬費用を負担することが困難な方に対し、費用の全部または一部を助成します。

申立て費用の助成

以下の助成基準額を上限とし、費用の全部又は一部を助成します。

内 容	助成基準額
申立て手数料・登記手数料・郵便切手代	申立てに要した額
鑑定料	100,000円
診断書作成費用	10,000円

後見人等報酬費用の助成

以下の助成基準額を上限とし、家庭裁判所の決定した報酬金額の全部又は一部を助成します。

成年被後見人等の状況	助成基準額
在宅	28,000円/月
施設入所	18,000円/月

申請方法

下記の提出期限内に、助成申請書類を提出してください。申請書は袖ヶ浦市のホームページよりダウンロードできます。また、裏面の問合せ先窓口でも配布します。対象者により添付書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

○提出期限

申立て費用 家庭裁判所による審判があった日の翌日から起算して12か月以内
後見人等の報酬費用 家庭裁判所による報酬付与の審判があった日の翌日から起算して12か月以内

対象となる方

- ・袖ヶ浦市が援護を行う知的障害の方
- ・袖ヶ浦市が相談または助言を行う精神障害の方
- ・袖ヶ浦市が介護保険の保険者となる方 など

収入の要件

世帯人数	世帯合計収入額（年額）	資産（現金、預貯金、有価証券等）
単身世帯	150 万円以下	350 万円以下
2 人世帯	200 万円以下	450 万円以下
3 人世帯	250 万円以下	550 万円以下
4 人世帯 以上	250 万円に世帯員 4 人以降 1 人 につき 50 万円を加えた額以下	550 万円に世帯員 4 人以降 1 人 につき 100 万円を加えた額以下

本人に土地・建物等固定資産がある場合は、直近の固定資産評価証明等により審査するものとします。（日常生活に供するものを除く）

問合せ先

袖ヶ浦市役所 北庁舎 1 階（袖ヶ浦市坂戸市場 1-1）

（障がいをお持ちの方）

障がい者支援課 TEL 0438（62）3187

（65歳以上の方）

高齢者支援課 TEL 0438（62）3225